

平成29年第4回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成29年12月14日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成29年12月14日（午前9時00分）

出席議員 1番 若宮 淳也 2番 西井 仁司 4番 岡村 広彦
5番 舟瀬 勝 6番 登 喜三雄 7番 濱岡 裕之
8番 牧 幸作 9番 木本タエ子 10番 福井 秀治
11番 八木 淳
欠席議員 3番 溝口 周生

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	福祉・環境課長	岡田 美和
副 町 長	藤田 心作	水 道 課 長	山下 弘文
総 務 課 長	西岡 一義	産業振興課長	山下 喜市
総務課防災・IT担当課長	中西 章	建 設 課 長	北村 晴紀
政策調整課長	中井 宏明	会計管理者兼出納室長	中川美知彦
税 務 課 長	中井 均	教育委員会教育長	中西 正典
住民生活課長	岡谷 吉浩	教育委員会事務局長	作野 和幸

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	森井 裕	書 記	迫本 晃
書 記	中川 知央	書 記	大谷 悦正

議事日程

日程第1 一般質問

- 1番 若宮 淳也 議員
- 2番 西井 仁司 議員
- 7番 濱岡 裕之 議員
- 6番 登 喜三雄 議員
- 10番 福井 秀治 議員

日程第2 各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第3 討論（議案第72号～議案第84号、発議第8号）

日程第4 採決（議案第72号～議案第84号、発議第8号）

追加日程第1 議案の上程（議案第85号）

追加日程第2 提出理由の説明（議案第85号）

- 追加日程第3 質疑（議案第85号）
- 追加日程第4 常任委員会付託（議案第85号）
- 追加日程第5 常任委員長審査結果報告、質疑
- 追加日程第6 討論（議案第85号）
- 追加日程第7 採決（議案第85号）
- 日程第5 閉会中の継続審査の申し出について
- 追加日程第6 議員派遣の件について

上程議案

- 議案第72号 平成29年度度会町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第73号 平成29年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第74号 平成29年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第75号 平成29年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第76号 平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第77号 平成29年度度会町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第78号 度会町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第82号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 議案第83号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第84号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第85号 町長等の給料の特例に関する条例について
- 発議第8号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

◎開会の宣告

（9時00分）

○議長（八木 淳） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、平成29年第4回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により、会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

1番 若宮淳也議員。

《1番 若宮 淳也 議員》

○1番（若宮 淳也） 皆さん、おはようございます。

1番議員、若宮淳也です。台風被害の復旧について、本日は質問の機会をいただき、ありがとうございます。

まず、質問に入る前に、先の10月22日に発生しました台風21号の被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしたいと思っております。私どもも行政と協力して、一日も早い復旧と町民の支援に努めてまいりたいと考えております。

それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

台風の被害の復旧の支援策について、質問させていただきます。

私から申し上げるまでもなく、台風21号は度会町にも甚大な被害をもたらしました。特に、1次産業については土砂が田んぼに流れ、獣害の防護柵は壊され、農家の皆さんは大きな被害を受けました。度会町にとって1次産業は、とても大切な産業であり、この被害は農家の皆さんにとっては深刻なものであります。復旧にお金がかかるのなら農業をやめようかとか。諦めようかとか。悩んでいる方のお話も聞きました。もし、農地が復旧されずに耕作放棄地が増えるとすれば、度会町の農業が衰退し、また、鳥獣害がますますひどくなるといったように、農業の問題の深刻化につながる恐れがあります。

農家の皆さんが被害を受ける前と同様の水準で農業に従事できる農地と、獣害防護柵の復旧が必要です。そのためにも個人農家の皆さんに対し、しっかりとした支援策が必要であると考えます。農地や防護柵の復旧については、町単独の農林業施設復旧共同作業補助金、獣害防護施設復旧共同作業補助金などが支援策として打ち出されておりますが、例えば、農業施設復旧共同作業補助金でいいますと、補助率が50%と65%以内とされております。この際、補助率をふやして、個人農家の負担を軽減できないだろうかと思っております。もちろん獣害防護施設復旧共同作業補助金についても同様のことがいえると思っております。

今回の台風は、1農家、1個人では対応できない不測の被害をもたらしたということを考えても、もう少し踏み込んでいくことが復旧を進めていくために必要なことだと考えますが、町長のお考えをお伺いをしたいと思っております。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま若宮議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

通告では、この1件の中で二つの意向わかれてるんですけど、まず、一つは被害の考え方というか。それをまずやるんですね。わかりました。

それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

去る10月23日台風21号による被害は、当町でも甚大であり、議員さんのおっしゃるように、自然災害が多発した状況で、農地や農林業施設、また獣害防護柵についても大きな被害が各地区で生じております。

被害の取りまとめを、今、行われている状況でございます。一応この12月22日というのを一区切りとして調査がなされております。

県からの要請で、国が農地、農業施設の被害に対し、激甚災害の適用をさせていただいたということは、大変ありがたいことだと思っております。

しかしながら、その要件から外れ該当しない被害が多くあるということも現状でございます。

この1次産業が大変長く低迷をし、離農家が多い現状では、災害復旧の意欲があまりなくても、各地区とも、その財源が大変困難であると、1次産業への取り組み姿勢がこの災害を機に、ますます離農への拍車がかかるのではないかと強い懸念をもち、また生まれるのではないかと危惧しております。

一日も早い復旧と来年以降への農林業への取り組み、意欲が減退しないように、町行政としましても、地域の皆さん方の災害復旧作業への自己負担が少しでも軽減されるような対応が、早急に迫られているという認識をもっております。

地域の各区長さん方、あるいは町議会議員さん方の強い要望、要請もございまして、当町では災害発生以来、内部協議を重ね、地域の皆さんが十分満足とまでいかななくても、台風21号の災害に限り、町としての激甚災害への対応として補助金制度を設定し、皆さん方の期待に応えられるような決定をいたしました。というか、いたすところでもございます。

町としまして、台風21号にかかる農林業施設等の復旧支援につきましては、各区長さんに対しまして、11月6日付の文書で町単費での補助率を農地は50%以内、農林業用施設を65%以内と周知させていただいたところでございます。去る11月21日の閣議決定によりまして、三重県が激甚災害による適用措置がとられることとなり、11月27日にこれが公布・施行されたことを受けまして、本町におきましても国庫補助の対象となる大規模な災害復旧事業におきましては、補助率の嵩上げが行われることになりました。これに合わせまして、先ほど言いました町単費での補助率も、被災状況と復旧事業内容を精査した上で、農地及び農林業施設とも90%を限度とし

て、地域や農家の負担軽減をさせていただきたいと思っております。

また、同様に獣害のほうでございますが、獣害柵の復旧につきましても獣害対策推進委員の皆さんには、地元負担率を20%と示しておりましたが、これも新設時と同じような15%の負担ということへと軽減をさせていただきたいと思っています。

このように各地での台風21号の被害状況をしっかりと取りまとめまして、各字からの御報告をいただきまして、担当課にて、来年の農繁期を見据え、区と町で最大の努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 御答弁ありがとうございます。

町としても、復旧という視点は大切だと考えておりますし、町職員も人手が足りない中、精いっぱい取り組んでいただいていることにとっても感謝しております。

しかし、一方で仕組みとして補助率が今のままだと個人や農家の皆さんに負担感が大きいので、こういう被害が予測できないような大きい災害のときは、思い切った支援策が必要だと、私は感じておりました。

先ほどの町長の答弁にもありましたように、90%を限度という形での回答は本当にありがたいことかなとは思いますが。

今後、またその対応としまして、担当課の方も、また大変だと思いますけども、その件について、ぜひともよろしく願いいたしたいと思えます。

そして、被害の状況を担当課が調査されていると思えますけども、申請の締め切りが時間的に少し厳しいんじゃないかというふうな感じもします。今回の復旧については、細かい疑問が農家さんにはたくさんあるようです。例えば、一例を挙げると、補助金の申請よりも早く独自で復旧に対して事前着工している農家さんに対しても、支援はしていただけるのかどうか。そういった形の申請するに当たり、さまざまな疑問が農家さんにはあるようです。

そういった疑問や問い合わせに対して、丁寧に対応していただきたいと思えますし、そうすると12月22日の締切日だと時間的に間に合わない可能性もあると思えます。

そこで、申請の締切日を先延ばしして、申請期間を延期することも検討する必要があるんじゃないかと考えますけども、この点についてもお考えをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの若宮議員さんの災害の発生の後、現場の取りまとめのあと報告からの申請の段階での行政の事務上の問題かということでございます。

御承知のように、御指摘いただきました申請期間とか、それから書類の煩雑さ、

簡素化につきましては、これはもう縦割りで国や県も、まだまだうちよりも申請書類はこんなにあるとか、私もそれが非常に懸念で、事あるごとにお話をさせていただいておりますけども、そういった努力を日ごろからやらなきゃいけないなということは当然でございますし、今、言われました申請の期間と簡素化につきましては、お互いに相互の立場を尊重するということを軸に、今後、実現をしてまいりたいと考えております。

また、締め切りを、今回の場合は12月22日としております。しかしながら、先ほども申し上げたように、甚大な被害ですので、なかなか地域によっては報告ができて、ややもすれば、そういった現場確認もできないというようなこともあるかと思っておりますので、そういった中で町費の支出額の算定に大体つかみで皆さんに御審議を賜る概略をつかみたいという思いで、7週間ほどの猶予もって依頼をさせていただきました。多少のおくれというのは、これはもう想定しておりますので、これが一つの22日が絶対締め切りということで考えておりませんので、もう少しやっぱりそれが延びていくということも考えられるかと。

ただ、やはりそれぞれの一区切り区切りというのは、どうしても調査して必要とするということは間違いございませんので、ある程度、だらだらといくのではなくして、そういったまとめもしていきたいと思っております。

それから、申請の書類の煩雑さということで、ちょっといただくのにこれぐらい書類がためてやらな、区長さんも大変と、役員さんもというようなことの御指摘だと思いますけど、今回の場合は、通常の補助金より非常に簡素化に申請をしていただくということで、やっぱり現場を重視して、そして、完了の報告と請求書を提出していただくというようなシンプルな申請方法としているということの担当課の報告でございますので、そういう実現に向けてしっかりと指導していきたいと思いません。

それから、一例を挙げていただいたように、よくいわれる事前着工で誰でもそうなんですけど、現場見にあって、一日も復旧したいという思いが非常に強いので、さっとやりたいんやというときは、やはり行政というのはなかなかすぐには動きづらいうのがありまして、まだ町単の場合は、まだそういったこと条件が、ハードルが高くないと思えますし、努力もできますけども、国なんかをお願いする大きな災害は、しっかりと皆さんの税金を使ってのことでございますので、ある程度のそういった猶予期間というのはやむを得んかという気もいたしておりますので、町としては、そういったことなるべく議員さんの御指摘の申請期間とか、そういう簡素化、書類のということにつきましては、なるべくスムーズに迅速化にいくように、今後も努力したいと思えます。

また、余りにも今回農林業の被害が多過ぎまして、恐らく200カ所以上、小さい

のも入れるとなるんじゃないかと思っておりますので、産業建設それぞれのジャンルで対応しておりますけども、大変担当課も一生懸命頑張っておりますので、そういった中で、非常に人材の今後の、そういったあってはならんことですが、甚大な被害に予想される災害に対する育成、人材の育成、それから人員の体制、不足であるかどうかといったような見きわめということにつきましては、この災害を教訓に内部検討して取り組んでいきたいと考えております。

被災された地域や農家の皆さんには、大変な御苦勞をおかけしておりますけれども、農地や森林は基本的に、自分の自身の手で守っていただくということも、一つ御尽力を賜りますということを、お願いをすると同時に、今後議会の皆さん方の御意見もいただきながら、あってはならん災害による被害ですが、よく言われております防災体制とともに発生した状況の中で、いかに対応していくかということにつきましては、日ごろ私が言ってるように、一步一步、今後も努力してまいりますので、よろしく、また御協力をお願いをしたいと思います。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 御答弁ありがとうございます。

いずれにしましても、個人農家に対する復旧の支援策を適切に対応していただきますよう、お願い申し上げ、次の質問へと入らせていただきます。

先般、度会町で発覚した官製談合事件について、再発防止の視点から質問をさせていただきます。

これまで議会にも個々に説明していただいておりますし、さまざまな報道もなされております。また、本日は私以外でも3名の議員さんが質問されるという予定でありますので、重複する部分もあるかと思いますが、私からも質問させていただきたいと思っております。

町長や町のこれまでの対応は、警察の取り調べや裁判の動きを待つということで、慎重な対応をしていたとは思いますが、先日の12月4日には判決も出て、事件の全容が明らかになってきておりますので、現段階で今回の事件についての実態把握をし、どのように町民の皆様に説明しようとお考えなのか、町長にお伺いしたいと思いますし。

また、法的責任については判決もあり、行政処分としては懲戒免職として処分を言い渡しております。

しかし一方で、町長の政治責任という部分では、不十分ではないかと感じます。政治責任とは、町民に対して説明責任を果たし、事件の原因を明らかにし、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止策や改善策を提示するというところでございます。

私は、個人的に忘れもしないのが、事件発覚後に開催された毎年参加させていた

だいています度会町小学校の運動会を町長は欠席されました。欠席する理由はいろいろあったんだと思いますけども、事件発覚後の運動会であったことから、事件について町長が気にして欠席したのかと勘ぐる人たちも中にはおられました。

私がそれよりも印象的なのが、父兄である職員は深く帽子をかぶったり、サングラスをしたり、人目を気にしながら我が子の応援をし、町長がいない中で肩身の狭い思いをしていたようにも見えました。

町長は、日ごろからふれあいトークで町民と対話をし、町政にも意欲的な提案をしていただいています。どんなときも議論する姿勢があり、行動力もある町長だと思っておりました。

今回のこの事件における私自身が思う消極的な対応は、正直残念でなりません。トップで私の責任であるとか。監督不行き届きという趣旨の発言はされているとは思いますが、町民に直接的に謝罪や説明はしていないと思います。

こういった対応が続くと、先ほどの運動会の話ではありませんが、町の職員も肩身の狭い思いをし、精神的な負担がふえていくと考えます。

私が言いたいのは、テレビや新聞、マスコミ向けの謝罪や説明ではなしに、町民に対する謝罪や説明が必要だと思います。今回の事件は水道事業という大きな事業であり、町民の税金を使った事業でありますので、町民は今回の事件についての不満や意見、疑問がたくさんあると思います。町長は、町民の声に今こそ耳を傾けるべきだと思います。謝罪の仕方や説明責任の果たし方は幾らでも方法はあると思いますし、町長自身のお考えもあると思います。町の広報やケーブルテレビを活用したり、意欲的にいつも行われているふれあいトークのように、各地域で町民と対話をし、説明責任を果たしたりと。これまでもできることはあったんじゃないかと思っています。

そして、その上で原因を明らかにし、再発防止に努める必要があると思います。謝罪や町民への対話、また原因追及やこれからの再発防止策、これからの再発防止策どのようにとられるとか、いろいろありますし、一番大事なのが、これからの再発防止策だと考えます。その件について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの上水道事業をめぐる官製談合事件についての若宮議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

官製談合事件に関する御質問をいただきました。

まずその前に、この場をおかりして、こういう機会でございますので、先ほど御指摘もございましたが、私が責任をとっている中では、やや消極的ではないかという御指摘もございましたので、まず、この場をおかりしまして、こういう機会を捉えて謝罪なり、御迷惑をおかけしたことを言うておりますけども、まず、その前に

この場をおかりしまして、改めて住民の皆さん方、そして町議会議員の皆さん方に、今回の事件について御迷惑をおかけしたことにつきましては、まず、心からまずおわび申し上げたいと思います。

この件に関しては、もう何回、何度もおわびを申し上げても尽きないほどの私自身町のトップとして職員への指導力の不足、それから監督の不行き届きという点を、大変何よりも毎日毎日を自責の念をもちながら、痛切に感じているこの日々でございます。

何十年に一度しかない、町上げての歴史的な大事業の遂行につきまして、歴史的な汚点を残す結果をもたらしたという点につきましては、とても残念である思いながら、同時に深く責任を感じております。

また、去る12月4日の判決につきましては、大変重く心から真摯に受けとめております。

本日は、この件に関しまして、これからも多くの議員さんから御質問をいただいております。

それぞれの議員さんの質問の視点から、その内容を加味しながらお答えをしたいと思っております。

まず、若宮議員さんの御質問では、町行政として失われた住民の皆さん方への信頼を一日も早く取り戻すためには、今後のこの事件を教訓に、どのような事件再発防止に対応していくかの御質問だと解します。

また、御指摘もございました。私が非常に消極的やないか、あるいは、気にしてるんかということも御指摘はいただきましたが、詳細につきましては、私の立場上、そういったことの回答はしたいんですけども、時間もありませんし、そういうことはできませんが、先ほど答弁させていただきました日々痛切に感じてるところからおくみ取りをいただきたいと思っております。

それでは、まず、本町のこの事業の各種の入札につきまして、国のルールや県の指導のもとに、ルール内でそれぞれの形態で、度会町は実施をしております。

この事件がありまして、入札制度のあり方を検討していますが、日ごろからも、この入札制度そのものは、私自身は検討をずっと、ここ10年間もしてまいりましたけども、このような二度と起きてはならない、起こしてはいけない事件を、どうしたら未然に防ぐ入札方法があるのか、また、どんな形でどのように実施していけばいいのかということをお大変苦慮いたしておりまして、本当に一長一短がございまして、これといった制度そのものの適用が、非常に困難であるということも、今も実感しております。

今後も、この検討を加えながら、最良の方法があれば、このルールにつきましての適用や変更方法を積極的に、少しでも配慮してまいりたいと考えております。

また、私も含めた職員に対して、今後再発防止への対応をどのようにしていくかにつきましては、現時点での積極的な努力をしていかなければならない対応について、御説明をさせていただきたいと思います。

職員が、まずこの研修会というのを通じて、コンプライアンス、法令遵守というのを学習すること。そして、行政上、発生している各種不祥事事件の事例を学習するために、各種の研修会への積極的な参加を促していきたいと思っております。

このような各種研修会を通じ、公共事業の遂行に当たり、公共事業に対する意識を高め、事業に対する心構えをしっかりと学習してもらうこと。そして、事業者の方々との接し方や、事業に対して相互が信頼関係をいかに保ち、尊重し合って事業を進めて行くことの気構え、また、事業者の皆さん方との超えてはならない一線を画すことの徹底さを心がけることを今後、前向きに指導、学習してまいりたいと強く思っております。

もう一つは、事業者の方々とのつき合いは、今後も持続的であるために、事業についての内容への質問等につきましては面談ではなく、書面にて回答することの徹底指導を行いたいと考えております。

ほかに職員への対応につきましては、今後も検討を重ねながら、いい方法があれば即刻取り組み対応してまいりたいと思っております。

職員の、住民の皆さん方の行政の信頼回復につきましては、この件を教訓にして、公務員としての行政サービスの全体的な向上、日ごろ住民の皆さん方から御指摘や御意見を尊重し、窓口での柔軟な対応、個人情報保護条例、情報公開条例、地方公務員法に基づく守秘義務の徹底も合わせて、結果的には職員の資質の向上へつながることが私どもの責務だと思っております。

今後、この件に対してだけではなく、地方公務員としての自覚と責任をしっかりと身につけて、地域住民の皆さん方や議会議員さんからも、一定の評価をいただけるよう執行部と職員一同が、二度とこのような事件が発生しないように真摯に取り組んで参る決意でございますので、今後も議員の皆さん方の御意見、アドバイスをよろしくお願いをしたいと思います。

まず、この件につきましては、この再発防止という取り組みの今後のこの即刻対応ということについての若宮議員さんの回答とさせていただきたいと思います。

○議長（八木 淳） 若宮淳也議員。

○1番（若宮 淳也） 御答弁ありがとうございます。

先ほど、これからの防止策ということで、業者さんとの内容、質問等については書類、書面についての回答とか。コンプライアンスに、研修会に参加すると、意欲的に参加するということですが、本当に守秘義務というのは、もう一番大事なことであると思っておりますので、その徹底管理というのはさせていただきたいと思

ます。

私自身も、今回、このようなことを質問として上げさせてもらっているのは、やはり来年は喜ばしい記念すべき町政50周年を迎えます。私たち町民にとって、町にとってもすばらしい一年にしていかなければなりません。そのためにも、この事件について真摯に向き合い、暗い雰囲気は今年で終わりにできるように、町長には政治責任をしっかりと果たしていただくことをお願いして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

続きまして、2番 西井仁司議員。

《2番 西井 仁司 議員》

○2番（西井 仁司） おはようございます。

2番議員の西井仁司です。議長のお許しを得ましたので、通告書に従い1点だけ質問をさせていただきます。

伊勢南島線の迂回路について、町長にお聞きします。

南中村から川口まで、現在、本線しかなく迂回路が全然ありません。最近の異常気象でこれから先、どのような災害が起きるかもわかりません。山崩れ等危険な場所も多く見られます。道路は、生活に欠かせない最も重要な一つです。道路が寸断され、地域が孤立すれば、食料品の調達から人命にかかわるような場合も多く考えられます。

救急車も通れない状態になれば、それこそ大変です。その上、今、一之瀬地区は過疎化が進み大変です。今のうちに人口減少に歯どめをかけなくては、未来は絶望的だと思います。

そのような状況から、住民からも迂回路を望む声が多く聞かれる中、その必要性は高いと考えますが、町長の意見をお聞かせください。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、今、伊勢南島線の迂回路についての西井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

南中村から川口までの一之瀬川流域には伊勢南島線の県道しかなく、災害時に寸断された場合、一之瀬川流域の方々にとりましては、もう当然のことながら死活問題になると思います。ゆえに、県道伊勢南島線の迂回路として、新しいバイパス道路を一之瀬川流域の右岸のほうに新設をしていただきたいという御意見だと思います。地球温暖化による御指摘のような多様な災害が発生する、この異常気象天候状況の中で、最も懸念される尤もな御意見だと、私も思います。

ただ、この件につきましては、平成19年7月に、私が初当選をさせていただきましたときに、将来を見据えた最重要な政策課題として取り上げをさせていただいた

記憶がございます。

町主導型ということで、その当時は、町側から地元の意欲と熱意による協力理解を求めるために、区長さんを中心とした書面による町への要望をいただき、一之瀬川の右岸へ川口から南中村までの県道伊勢南島線が通行不可能になった場合に災害時のバイパス道路として、必要不可欠な中長期的な県への政策要望を実現化しようということで、その後、その要望を出してから、ぜひとも取り組んでいただきたいという思いで、地元と関係ある議員の方々の御意見をいただきながら進めておりました。

残念ながら私のその当時の指導不足か、説明不足か、「笛吹いても踊らず」という言葉がございますが、その結果となり、地元の協力と御理解を、結果的には得ることができませんでしたという経緯がございます。

以来10年間経過をいたしました。その間、県の財政のほうも非常に道路計画の予算等厳しさを増しまして、一般道路の関連の予算計上にも減額の事業が大変多くなって、困難な時代を今、迎えております。

ただ、議員さんのおっしゃるこの御意見が当然でございますし、またもう一本の一之瀬川右岸への新しいバイパス道路の建設というのは、今でも私自身は必要不可欠だと思っております。県道伊勢南島線が、非常災害時に通行不可能となった場合に命を守る大動脈として、重要な実現をさせたい道路であることには変わりはありません。

今後、改めて、地元と地元の関係議員さん、西井議員さん含め一体となつていただいて熱意と意欲を示され、事前準備を整えられて、町としてもそれを受け、町と地元と一体となつて前向きに検討をしていく必要があるということでありますので、それは検討してまいりたいと考えております。

ただ、この事業要望は、防災面だけでなく、一之瀬流域の方々の生活産業道路としても、非常に粘り強く、先ほども申し上げましたが、すぐに実現できるような状態ではございません。本当に必要不可欠とは、恐らく県のほうも思っていたかと思いますが、これもやはり財政的な問題もあれ、あるいはいろんな問題もハードルが横たわっておりますので、中長期的な展望にわたって推進していかなければならないことだと思っております。

ゆえに、オール度会で取り組んでいく事業として、仮に今後要望書を提出してからも、その間、何もしないということではなくして、我々町と、また住民の方々と自助努力をしていくとことが、当時の10年前のときも同じでしたが、大切だと思っております。例えば、例を挙げますと、一定の区間の既存の道路、農道とか、林道があると思えます。右岸には、道路が切れてるところもあります。そういったところを町と地元によって拡幅、改修をしていく、また新設道路を農林業の、農道と林道

が切れとるところについては、新しくけもの道なんかはございますけども、農林業の振興の面から取り組んで、一步一步という言葉をいつも言っておりますけども、バイパスの全線の開通を非常に夢見て、実現できるまで緊急道路と位置づけをしながら、先ほど言いましたような自助努力をしてるんだというところを、県にも理解していただくというような、これが熱意と意欲という一つの具体的なあらわれだと、私は10年前と変わっておりませんので、そういったことで取り上げていかなければならない、大変エネルギーがいる要望だと考えています。

10年前に挙げて、10年かかってという気持ちがありましたけど、10年おくれてしまいました。ただ、それはどうということはなくして、幸いにも防災あってはなりませんけども、災害が非常に起こっております。事実上、一之瀬の方が大きな災害にならなかった災害がありましたけども、そのときも迂回路としてはサニーロードを回ってお家へ帰られたという苦情ということではないんですけど、本当にお困りの御意見もいただいておりますのも記憶しております。

ですから、今後、町と地元が検討を重ねながら、これは3度目のチャンスだと思っています。この道路については。ぜひとも議会の皆さん方の前向きで積極的な後押しをしていただきまして、もちろん地元のこの県会議員さんにもその話は日ごろでは、私との談話では伝わっておりますので、そういったことは、後はもう要望書を出すところの気構えと、地元のやはり例えば区長さんの中での代表、区長さんの中での取り組みを挙げていただいて、みんなでどっといくという、10年前の私の姿勢を再現していただければ、これはもう絶対にやらなければならないことだと思っておりますので、一つまた西井議員さんのほうも、濱岡議員さんとともに努力をしていただいて、私どもにそういうことを伝えていただければ、すぐに私どもがそれはできる対応はしていけると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これは、あくまで中長期的な要望、一日も早く実現という思いをもちながらのしっかりした要望が必要ではないかと思ひます。宮川本流域では、台風21号で大動脈がストップされましたが、一本一本別のバイパスのような道路がございまして、一之瀬流域には、本当にないので大変なときはどうなんだということは、いつも思っておりますけども、やっぱり皆さんと同時に町と行政だけでなくして、地元とのしっかりしたスクラムがいるんやないかと思っておりますので、一つまた一日も早い実現を目指して頑張ってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 淳） 西井仁司議員。

○2番（西井 仁司） 大変結構な回答をいただきまして、ありがとうございます。

ぜひとも国や県に働きかけていただき、実現させていただき、住みやすい地域にしてほしいと思ひます。よろしくお願ひします。

これで、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（八木 淳） 以上で、西井仁司議員の質問を終わります。

続きまして、7番 濱岡裕之議員。

《7番 濱岡 裕之 議員》

○7番（濱岡 裕之） ただいま八木議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日の一般質問でございますが、私を含め最初に質問をされました若宮議員や、他の議員からも同様の関連質問がございますが、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

度会町発注の上水道整備事業をめぐる談合事件で、官製談合防止法違反の罪に、町職員が問われるという事件が、このたび発生しました。

判決では、大胆な犯行で入札の構成が害され、結果は重大とのことでした。

中村町政下での極めて憂慮に堪えない問題が発生いたしました。度会町の内外に対しまして、早急なる信頼の回復が求められております。

法律においても、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律等も存在いたします。日本の競争入札制度では、地方公共団体の契約は原則として一般競争入札によらなければならない。会計法第29条の3第1項地方自治法第2項、また指名競争入札及び随意契約は法に定められた場合にのみ行うことができる。会計法第29条の3第3項第4項及び第5項、地方自治法施行令第167条の2また競争入札では、予定価格内最低価格の入札を落札としなければならない。会計法第29条の6。

なお、競争入札を行っても落札しない場合は、随意契約に移行することができる。地方自治法施行令第167の2第8号と、また談合が常態化すると競争入札のメリットが全く生かせないため、談合防止策が極めて重要となりますが、近年は国や地方公共団体の会計制度の透明化を確保する目的で、地方自治法が改正され、入札方法を指名競争入札から一般競争入札に移行する動きが加速しております。

そこで、度会町の入札について、幾つかの質問を中村町長に対しまして質問させていただきます。

先ほど町長の若宮議員に対する答弁では、入札制度はルール内での実施という発言はございました。また、職員さんの各種研修に参加して、法令を遵守することを求めるとのことでしたが、基本的な部分でも度会町の入札の件に関しまして、何点かお聞きしたいと思います。

質問の一つ目としまして、度会町の入札の基本的な流れはどうなっているのかということ、まずお聞きしたいと思います。

続きまして、2番目としまして、入札情報についてということでもお聞きしたい

と思います。イロハニホヘト、幾つか細かくちょっとわかれていますので、そのことをちょっと申し述べたいと思います。

まず、イとしまして、入札参加資格審査申請の受付について。ロ、発注計画について。ハ、入札結果の公表について。ニ、度会町発注工事等資格（指名）停止措置、収納業者の一覧の有無等について。ホ、過去の入札結果の公表についてということをお聞きします。

続きまして、（3）度会町の入札談合等関与行為の排除及び防止対策について、どうなっているかということもお聞きをしたいと思います。

4番目、その他ということで、入札に関する関連事項についてお聞きしたいと思います。

以上、細かく何点かにわけさせていただきましたが、中村町長の答弁をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいま濱岡議員さんの質問でございますが、大筋は度会町の入札についてということの全貌での質問。それで特に先ほど申し上げましたように、各議員さんからの質問がきょうは官製談合に関してたくさん質問をしていただいておりますので、その中で皆さん方の視点を捉えながら回答をしていきたいと思っております。

まず、濱岡議員さんの質問でございますけれども、私が先ほど若宮議員さんの回答でも申し上げまして重複しますけれども、一つの入札制度の国から県、そして地方自治体の法令、ルール、ルール内でやっているといいましたけれども、主に濱岡議員さんの質問につきましては、このルール、法令の中でのルールの手続上の流れとか、そういったことだと思います。

今から、御説明をさせていただいて、回答をしたいと思います。おおむねは先ほど若宮議員さんの質問に答えさせてもらいましたが、国で決めたルールではございますけれども、この入札制度を本当に100%否というようなやつはなかなか今までも10年間ずっと私が携わってまいりましたけれども、一長一短がございます。その一長一短の短のほうをうまく補いながら地方自治体はやっぱりルールの中でやっていかなきゃならないということも考えておりますけれども、まず、本論に入りまして、この入札の基本的な流れというのが、度会町どうなっているかということでございます。

まず、事務事業の担当課が、工事、業務委託、備品購入等を行う意思決定をいたします。そして、続いて入札に参加をする業者を決定をした後に、入札の担当課がその業者あてに、仕様、入札期日、会場など当該入札に関する通知を郵送をいたします。

見積もりに必要な期間を、ある一定期間を確保した後に、役場庁舎内の会議室を会場として入札を行っております。

なお、大きな工事等につきましては、入札指名業者を度会町指名業者審査委員会で審査をしておりますし、予定価格、今のところは私どもの制度は設計価格イコール予定価格に変更しておりますが、この予定価格につきましては、入札の当日に私が決定をいたします。

次に、入札情報につきまして、まず一点目の、入札参加資格審査申請の受付という件でございます。

事務の効率化等を図ることを目的に、県下の20以上の自治体が共同で、公益財団法人の三重県建設技術センターに入札参加資格審査申請にかかる随時、更新、新規申請及び変更申請に関する業務、受付、審査済みデータの配信に関する業務を、この三重県建設技術センターに委託をしております。

続いて、発注計画、口でございますが、予定価格250万円以上の建設工事につきましては、上半期及び下半期に、「建設工事発注見通し一覧」として、町のホームページと総務課において閲覧に供しております。

発注計画の内容につきましては、工事名と工事場所、工事種別、入札予定時期、工期、工事概要などがございます。

次に、御指摘の3点目の入札結果の公表についてでございますが、入札の後、総務課にて入札結果の調書を閲覧に供しております。

この内容につきましては、その設計価格、予定価格、指名業者、落札業者、応札価格、落札価格などがございます。

それから、4点目の度会町の発注工事等資格（指名）停止措置中業者の一覧の有無についてでございますが、簿冊で管理をしておりますが、一覧表としてまとめたものはございませんが、指名停止業者の確認を行うということは可能でございます。

5点目の過去の入札結果の公表についてでございますが、簿冊の保存年限を5年としておりますので、保存している簿冊を総務課で閲覧することができます。

次に、入札談合等関与行為の排除及び防止対策についてでございますが、先ほど若宮議員さんへの回答をさせていただきましたとおりでございますので、答弁は省略させていただきたいと思っております。

主に、度会町として行われてる手続上の入札に関するルールというのは、以上のようなことだと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（八木 淳） 濱岡裕之議員。

○7番（濱岡 裕之） 先ほどは町長のほうから度会町の入札につきまして、基本的な部分を細かく御紹介をいただきました。ありがとうございます。

入札のルールに従い、工事を行っておられるわけですが、発注計画につ

いてということで、町長、先ほども言われましたが250万円以上の工事で、4月と10月に公表しているということでございますが、我々、議員としましては、結果報告は書面で頂戴しておりますが、広くホームページ上で町民の方々へのそういった公開はほとんど行われていないのが現状だと認識をしております。

この近隣のまちは、ホームページで拝見をさせていただいても、いろんな度会町以上にそういった結果の報告を一般の町民の方が簡単に閲覧ができるというふうなシステムになっているところがほとんどでございます。

年間での入札件数も非常に多くて、金額の大小もあると思いますが、そういった部分で度会町としましても、近隣のまち同様に入札結果のそういった閲覧が可能なような方向に持って行っていただくことを要望したいと思います。

一例として申し上げたいと思いますが、近隣の玉城町では、落札者の結果のみではなくて、全体の入札の状況が事細かにわかるような仕組みになっております。これはちょっと何例かちょっと申し上げたいと思いますが、玉城町の場合でございますが、落札業者情報としまして、予定価格、最低制限価格、入札方式、落札方式、入札日時、場所、落札者氏名、落札価格。また、入札結果情報としましては、入札者氏名、入札に参加されました全部の会社名や落札者名が閲覧が可能となっております。

明和町の場合でございますが、近年の入札契約制度適正化を目指す流れを受けて、談合防止、入札契約の適正化の観点から、平成24年4月1日から公告する入札について予定価格130万円以上の土木一式公告、建築一式工事については、原則として条件付一般競争入札によるものとしたということでございます。最低制限価格については、履行の確保、発注の適正化のため、一般競争入札案件については、最低制限価格を導入する。その設定方法については、予定価格の10分の8.5から5分の3の範囲内で案件ごとに積算の上で決定するとされております。

そういった部分で考えておりますと、度会町のそういった結果ないし、そういった部分で町民の方々に開示されてるレベルが非常にちょっと低いのではないかなど考えておりますが、そのことについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまいろいろ近隣町村のこの事例も挙げていただきまして、おっしゃるとおりの事例が、それぞれのまち、それぞれの特徴も出しながら、いろいろ工夫されて非常に苦慮な、配慮なところが見られるんじゃないかと思っています。

当町としては、先ほど申し上げましたような、私が説明したところでございますが、議員さんの御指摘のような住民の方々へもっとオープンのそういった突っ込んだ、踏み込んだ入札の情報にしろ、いろんな結果も報告をされてはどうかというこ

とでございます。これはもう従来からそれは思っておりますけども、住民さんとの兼ね合いもありまして、今後はそういったことには、また一層、検討を加えていきたいと思っております。

レベルの低さとかいうことではなくして、いかにどの程度まで住民の皆さん方に、よく皆さん言われますけども、公共事業について全く住民が知らないんだとか。いろんなことを申されるのはよくわかるんですけども、それだけ住民の方々が関心をもっておられるということが、事実だとすれば、本当にありがたいことだと思いますが、そういったことも含めて、消極的、積極的ではなくして、両方からそういったことも度会町も近隣町村のようなやっておられる方法が、最良であると考えれば踏み切っていくことも必要ではなかろうかと思っておりますので、今後、今の詳細のことにつきましては、担当課も含めまして、私だけの施策理論ではなくして、そういったことも内部協議で、これからも課題に取り上げて、この教訓、事件の教訓をもとに、先ほど言いましたような再発防止の大まかなところだけではなくして、こういった入札の中の苦慮、配慮ということも検討していきたいと思っておりますので、また、今後とも今のようなアドバイスのほうをよろしく願いをしたいと思っております。

○議長（八木 淳） 濱岡裕之議員。

○7番（濱岡 裕之） 今後に関しましては、検討していただけるということでございましたので、担当課のほうの方々とも協議を引き続きお願いしたいと思います。

他町にできまして、できていることが本町にできないと言うことはないと思っておりますので、積極的に対応していただきたいと思っております。

入札等の談合等の排除に関しましては、いろんな職員さんのコンプライアンスの問題もございしますが、精神論や信義則や倫理上の義務だけでは防止策にはなかなかならないと思っております。

一日も早い度会町の入札に対する町内外への信頼の回復を中村町長に要望いたしまして、ほかの議員さんもこの同様の関連の質問がございしますので、以上で、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうも、ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、濱岡裕之議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

(10時00分休憩)

(10時10分再開)

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、6番 登喜三雄議員。

《6番 登喜三雄 議員》

○6番（登喜三雄） 登喜三雄です。議長の許可をいただきまして、町長に二つの

質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問でございます。平成26年8月8日の臨時町議会におきまして、契約議決されました東部簡易水道統合整備事業棚橋水源地電気計装設備工事における官製談合防止法違反について、罪を憎んで人を憎まずのたとえがありますが、町長個人でなく、組織の首長に向けて法律が求める改善策について質問をさせていただきます。

既に、若宮議員及び濱岡議員から同様の事件について質問があり、また、この後、福井議員からも視点を変えた質問があると伺っております。

私は、そもそもこの事件の根拠となった法律、すなわち正式には入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の構成を害すべき行為の処罰に関する法律、平成14年7月31日、法律第101号、いわゆる略称として官製談合防止法が町長に求めていることについて、お答えをいただきたいと思っております。

職員については、12月4日に司法の判決が、また、12月5日、地方公務員法により懲戒免職という重い処分が出されたところです。罪を憎みながら、その人はかねてからの課題であった町水道統合事業という数年にわたる本町のインフラ整備を完成に導いたチームの一人でありました。その人そのものは憎まず、再発防止に向けて法律は簡略して解説いたしますと、第2条第5項第3号において、入札または契約に関する情報のうち、特定の事業者が知ることにより、入札談合等を行うことが容易となる情報であって、秘密として管理されているもの。すなわち設計金額を特定のものに対し、教唆し、または示唆すること。このことを入札談合等関与行為としております。

そして、職員がこの入札談合等関与行為を行った場合、公正取引委員会は、第3条において町長に改善措置を講ずべきことを求めることができるとし、入札談合等関与行為があったことが明らかとなったときは、その措置を講じなければならないと定めております。すなわち司法の場で、既に関与行為が明らかとなっていることから、公正取引委員会は改善措置の要求をするものと考えます。この要求を前提に、もしくは想定した入札談合等関与行為の排除及び防止策について、どのように考えているのかをお答えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの登議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

この事件の質問につきましては、先ほど若宮議員さんには再発防止への町の今後の対応について回答をさせていただきましたので、重複すると思っております。したがって、なるべく省略をしまして、登議員さんには、この一番官製談合事件のものになっているという公正取引委員会からの改善措置要求ということがあるとすればどう対応するかという質問だと思いますので、この件に関して答えを答弁させてい

たきます。

いわゆる官製談合防止法の第3条により、先ほどおっしゃったように、公正取引委員会は、入札の談合等関与行為があると認めるときに、入札談合等関与行為を排除するために必要な入札及び契約に関する事務に係る改善措置というのを講ずべきと、これを求めるべきとされております。

今のところ公正取引委員会からの改善措置要求はございませんが、言うまでもなく、再発防止を検討していく中で、入札関係事務につきましては、改善を図るべき重要な事項の一つであると考えておりますので。

ただ、登議員さんも理解いただいていると思いますが、入札方法等は、先ほど言いましたように多種多様で、メリット、デメリットが混在しますので、これが一番よい方法という方策というのを、すぐに決定することはできませんので、今、研究を進めているところでございます。

なお、こういった改善措置要求が公取からございましたら、警察や司法の協力と同じように全面協力をしながら、我々の率直な報告をしっかりとまとめていきたいなという思いは持っております。

なお、今月行いました入札につきましてですが、再発防止に向けた試行ということで、試行を取り入れて再発防止のための一つの策だということで、今月の入札から実施をいたしておりますし、また、入札契約手続の見直しと情報の管理というのを徹底して、この平成30年度、来年度に備えていきたいと考えますので、よろしく申し上げます。

公正取引委員会のことにつきましては、公正取引委員会待ちということでございますので、これぐらいで回答を控えさせていただきます。

○議長（八木 淳） 登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） 昨夜は、ふたご座流星群の壮大な天体ショーを見ることができました。一方、地上の人間界では、日々嘆かわしいドラマが展開されております。それが人類の持つ業であるかもしれません。それゆえに法律や条例規則等で、またそれらを上回る倫理観で縛る必要があるものと考えます。

少し今、町長の御答弁むなしさを感じて聞かさせていただいておりました。公正取引委員会の要求がないとすると、この法律の存在意義を私は疑いたくなります。法治国家でございます。よしんば公正取引委員会の要求がなかったとしても、法律の趣旨を尊重し、改善措置を講ずるべきだと考えます。

公取の要求がなければよしとするような姿勢であれば、信頼回復にほど遠いこととなると、私は考えます。待ちの姿勢であってはいけないと思います。早急にその改善策について、再考すべきあることを申し入れておきたいと思っております。

もちろん私たち町議会も、地方自治法並びに条例の指定によりまして、契約議決

をした責任があります。今後、議決に先立ちどのような検証が必要となるのか。私
たちも議論を深めていきたいと思います。

1点だけ、お答えをいただきたいと思います。

指名委員会の責任の考え方につきましては、どのように考えておられるのか。そ
の1点だけもう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 1点だけのお答えということですが、非常に抽象的な回答を
しなきゃならんかなと思っております。

指名委員会につきましては、信頼との関係で現制度に基づいて、関連も取り入れ
ておるかと思いますが、先ほど公取の話もございましたけども、よく似たことだ
と思いますけど、このままであってはいけないと思うのか。従来 of 慣例とかいうのが
いいのか悪いかと。それから、それを改善していくかということ、このような事
件が起こったからそれをやるということは決して思っておりませんし、私は。日ご
ろからそういう今の御指摘の指名業者審査委員会のあり方もいろいろ考えた上で内
部協議も過去もしております。

先ほど言いましたように、国の大きなルールがあって、その枠の中でやろうとい
うて、何とか泳ぎたいという苦慮をいたしておりますけども、一長一短がございま
して、結論が出にくいということで、やっぱり最終的には私も含めた職員との気構
え、公共事業に対するやはり気構えと姿勢が一番大事だと思っておりますので、審
査委員会については、それも含めまして同じようなことをしてやっていきたいと。

特に、事務的なことになると、先ほどの議員さんの答弁、質問もございまし
たが、最低価格とか、いろいろな価格の決定といったことも出てまいりますので、
そういったことの中では、内部協議とともにそういう委員会のものと一緒に、今後
も検討して行って、直すべき点はやっていきたいと思っておりますので、この審査
委員会としてのあり方そのものについては、今のままでやって、先ほど濱岡議員さ
んの答弁どおり、入札の手続はあのような段階を踏んでやっておるということでご
ざいますので、公取とか、そういった面との関連もございませんし、また、公取の
先ほど登議員さんからおっしゃいましたことでも、関連でございま
すので、一言お答えしますが、改善の措置をとることになりますと、あくまで公
取のほうから改善のあれが出るということで、それが出ないからうちはそれをや
ってないとかいうんじゃないかと、やはり全体の各議員さんの御指摘のように、再
発防止のためにというところにつながっていきますので、関連としては消極姿勢で
はなくして、水面下ではそういったことも含めながら非公式でありますけども、協
議は重ねてるといふ点を御理解をいただきたい。一々全部詳細にそれを出すと
なりますと、ハチの巣のような状態になりますので、やっぱり我々が示すべきことは、

方向性とか、一点の真実性を追い求めていかなきゃならないというのが、私の信念でございますので、全てこの談合事件につきましても、それを基本的な姿勢として、今後取り組んでいきたいと思っておりますので、何とか御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） 私は、今回の事件につきましては、電気計装設備工事というような、ある意味、特殊性をもつ工事であったかと分析をしております。

その中で、私が伺ったのは新聞報道です。3者の指名であったというようなことを伺いました。特殊な事業であったとしても、やはり少し門戸が狭過ぎるのではないかな。指名の段階におきまして、もう少し門戸を開いた指名というような、そういうような体制が必要ではなかろうかと考えております。

今後このことにつきましても、御検討をいただきますようお願いをしておきまして、2点目の質問に入らせていただきます。

県道伊勢南島線、伊勢大宮線の冠水対策について、質問をいたします。

私は、平成24年6月議会と本年3月議会で、我がまちの防災対策五つの盲点の一つとして、県道、この2路線は、我がまちの幹線道路でございます。この道路が遮断されることとなり、救急車両は無論、自家用車での救命活動も不可能となることを指摘してまいりました。

また、棚橋鮪川間のふるさと農道が開設され、牧戸・平生・大久保・立岡・鮪川がそれぞれこのふるさと農道とアクセス可能となったことの視点から、去る平成26年12月24日付、長原区長信で、三重県県土道整備部長宛てに、また翌平成27年9月25日付、当時の度会町議会議長並びに副議長と、私の名前でもって三重県議会議長あてに、長原鮪川間の冠水対策を町の建設課の職員のサポートも得ながら、要望してまいりました。

そのことで、伊勢大宮線における豪雨冠水時、注連指から長原の6字と、鮪川から牧戸の5字、計11字の救急救命活動の道、まさに命の道がつながるとの要望でございました。

町長も平成24年9月の知事対談で、葛原地内のことを要望されております。

しかし、町民、県民の命を守るための両県道の冠水対策が一向に示されませんでした。そこに去る10月22日から23日の台風21号の洪水により、鮪川立岡間が冠水し、車とともに運転する方が飲み込まれ、あってはならない尊い人命が奪われてしまいました。

同時に、宮川一之瀬川が氾濫し、住まいや店舗等の浸水被害も発生することとなりました。心からお悔やみ、お見舞いを申し上げます。

県道を守備する責任は、三重県政にあります。県政をたゞす責務は町政にあり

ます。今回どのような行動をとられたのか。また、今後どのような責務を果たされるのかを、お伺いしたいと思います。

つけ加えます。予算委員会で鮎川立岡間での救命活動の詳細を伺いました。被災者からの119番通報を受け、23日零時38分、度会出張所を出動、ふるさと農道から牧戸団体営農道を経て、平生へ、そして再びふるさと農道から伊勢大宮線大久保に出て立岡冠水地点に到着した。ふるさと農道と県道をつなぎながらの救命活動を行った。事故現場は夜間、対岸でもあり、発見できず。その旨、災害対策本部への報告があったとのこと。

まさに、命の道が遮断されている中での消防本部の活動に敬意を表しながら、今回の行動を分析し、今後の災害対策に生かすことの大切さを痛感しているところでございます。

本論に戻ります。三重県知事も事故現場を訪れ、手を合わされたと聞き及んでおります。しかし、「降雨時・冠水の注意」を促す看板の設置や、被災現場への街灯の設置は確認しておりますが、このような当面の対処療法では不十分です。抜本的な道路の縦断勾配の改良策について、町長は三重県へどのようにアプローチしていくのか。そのアクションプログラムについて、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） ただいまの登議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

県道の冠水対策というのは、県への要望につきましては、大変力を入れておまして、平成22年ごろからスタートをして、その後、継続的に議員さんのおっしゃったような平成24年の知事との対談でも重要課題として、もちろん表玄関である葛原も優先的な取り上げ方をしておりますけれども、約11カ所ぐらいについて要望をしております。11カ所を全部するということとなりますと、大変な多額の経費が要するという事は、必要でありながら十分条件でありながら、なかなか進めにくいという気もございまして、一歩一歩という言葉がいつも言っておりますが、一本でもしていただきたい、かさ上げ対策をとということで、随分口を酸っぱくして申し上げましたが、結論的に申し上げまして、私の力も至りませんか、それ以来、県の財政状況が非常に厳しくなりました、県道の一般の関連の予算計上でも非常に減額、減少しておりますし、現状では進展が見られないというのが、実情に近いと思います。

残念ながら、このような冠水対策、各地でも三重県内では、各河川ではあるかと思っております。共通でこういうことを要望していきたいと思いつつも、この件につきましては、非常にちょっと不利な点と申しますか。当町内でもそうなんですけど、毎年この災害が発生しないという点が非常に弱い点がありますんですけども、そういうことは言っておりませんが、当町の県道のかさ上げの要望ということで、私は

もう最初から取り上げております。今は、冠水対策になってはいますが、かさ上げをしていただくだけで違うんだということを言っていますが、かさ上げにつきましても、やはり県の対応もいろいろ1カ所1カ所によっては、その内水をどうするかといったような事情もございますし、もちろんやはり残念ながら、一番もとになるというのは、やっぱり予算が厳しいということやと思います。

それから、多額の経費がかかるということで、ですから、この件としての対応も、先ほどからも私の議会の定例会の冒頭でも申し上げましたが、犠牲になられた方につきましても、伊勢市も含めて、心から御冥福をお祈りすることによってございしますが、それだけではなく、この台風21号の災害において、詳しくは申し上げませんが、先ほど事実関係のことも議員さんからおっしゃられましたけど、当時の。この冠水する場所に、通行の際の降雨時冠水注意という表示板が早急に立てられたというところが、一つのあらわれではないかと思っております。

ただ、過去10年ごとに、大体私の記憶では大洪水が発生、ずっとしてはおりますけども、最近では、ここ数年間ぐらいの周期で年に一度の大洪水といえますか、そういったことが異常気象によってもたらされている点が、この時代の流れの大きな変化ではないかと、今までとは違ってきた点だということに着目しております。

そういう点から、県道のかさ上げの必要性というのが、県に我々が要望していく中で、県の内部でも高まってきたのではないかと、昨今の21号にもだんだん認識を高くしておるところでございます。

県のほうも予算が厳しいのでお金がないということから、遅々として進んでおりませんでしたけども、今年の台風21号によりまして、改めて粘り強く、同様にやっていくアクションプログラムかということにつきましても、粘り強くしかないので、粘り強く継続的に必要性を高めながら、県へ強く要望していかなければならないと、不退転の覚悟をもって取り組んでいきたいという必要性を、今回のこの災害でも、改めてまた確信をしております。

議員さんのおっしゃるとおり、県政をただす責務が町政にあるとのお話は、理解しないわけではございませんが、私としましては、先ほど申し上げましたように、今後議員の皆さん方のお力、そして、地元県議会議員の方々の御尽力をいただきながら、冠水による県道かさ上げ対策を、従来と引き続いて粘り強く、より継続的に強く要望をしていくということしかございませんので、頑張っていきたいと思っております。

また昨今、県のほかの大きな災害もございまして、御承知のように、度会町の県道四つございしますが、その中で大動脈をかなりカットされた状態でございますので、このときに要望に行きましたときも、県議会議員の方々とともに、この件も取り上げておりますので、今後も頑張ってお望みを続けてまいりたいと思っておりますので、

どうか、皆さん方の後押しの御支援のほどを、よろしくお願いをしたいと思います。
以上です。

○議長（八木 淳） 登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） この質問に関しましては、県政に対して無力感を覚えます。
尊い犠牲を出したこの機会を失ってはなりません。

私は、度会町内の幾つかの地点では、洪水をアンダーパスさせ、遊水機能を持たせる。そして、道路の冠水を防ぐという縦断改良も有効な手段ではないかと提案をいたします。例えば、ごくシンプルにその冠水箇所ボックスカルバートを並べまして、道路をかさ上げする方法等でございます。

そこで、三重県には、先ほど入札、指名基準の委託先の話もございましたけれども、三重県には公益財団法人の建設技術センターという土木の分野でのシンクタンクがございます。ここの技術を生かし、三重の度会発としてぜひ伊勢大宮伊勢南島両県道の冠水対策を進めるように、三重県知事への強い強い要請をお願いしたいと思います。

県議会議員の皆さん方のお話も出ました。私が先ほど少し御紹介をさせていただきました小さな政治家の一人として、議長等にもお力添えをいただきながら、また町の職員にもアドバイスをいただきながら、県政に陳情をさせていただきました。長原区長さんと地元役員さんにもお世話になりました。

そのような中で、やはり命を守ってこそその行政でございます。県政でございます。県民の、また町民の命を守るために、ぜひとも強い要望をお願いしていただきますように、重ねてお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、登喜三雄議員の質問を終わります。

続きまして、10番 福井秀治議員。

《10番 福井 秀治 議員》

○10番（福井 秀治） もう大変重苦しい質問が続いております。皆さんお疲れだと思いますが、もう少し御辛抱いただきまして、よろしくおつき合いを願いたいと思います。

10番議員の福井秀治でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告させていただきます。つきまして、町長に御質問をさせていただきます。

まず、官製談合防止法違反についてでございます。

町発注の上水道整備事業での入札の不祥事は、本当にあつてはならないもので、事の重大さから、この12月議会において4人もの議員がこれに関連する一般質問が出ております。

また、町民にも大きな衝撃を与えました。連日の新聞、テレビ等の報道には、多

くの人がつらい、悔しい思いをされたと思います。多大なる有形、そして無形の損害を蒙ったところであります。

再発防止につきましては、先程、様々な方策について御答弁をいただいております。私からは一つ指摘させていただきたいことがございます。

12月6日付の伊勢新聞の一面左下でございます。大観小観というコラムを紹介したいと思います。懇意にしていた社長さんから、平成9年ごろだったことだが、中元が届いた。包装紙を解くと送り先として、三重県幹部の名前が書かれていて、返礼用封書がある。趣旨は、このたび県では虚礼廃止が指示され、恐縮ながら返送させていただきます。中身は食品で、大量に戻ってきて、途方に暮れ、中を改めず思いつくまま片っ端から送り直す社長の顔が浮かんだ。中元をいただいたのは、その1回だけだったのは、県の倫理指針の徹底状況を社長さんもよく理解して、無駄玉を打たなくなったからだろう。前年にカラ出張事件があったことに伴う県職員意識改革の一環である。

だが、度会町は今も健在らしい。官製談合防止法違反罪で、猶予刑を受けた同町係長は、以前から中元、歳暮を受けていた。カラ出張発覚のもとになった官官接待事件以来、国、県で制定された利害関係者からの贈答品禁止の倫理指針も度会町までは浸透していなかった。これは後も続くわけではありますが、このように書かれております。

町長は、事件発覚直後の議員との懇談会におきまして、中元、歳暮をいただいたことを容認されるような話をされましたが、これは大変な間違いであると思います。このような安易な考えや思いが事件発生の温床になっていたのではないかと思います。

業者は、いろいろなあの手この手で近づいてまいります。身を律し、突っぱねる勇気をもっていただきたいと思います。

仕事をするにおいて、モラルと法令の遵守、いわゆるコンプライアンスの徹底こそが、再発防止のもととなるものと考えます。

事件当事者につきましては、懲戒免職という重い社会的制裁を受けましたが、管理者である町長としての責任はどのように考えておられるのか。お聞かせを願います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、福井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

不祥事事件についての御質問ということでございますので、再発防止につきましては、既にお答えしたとおりでございます。

ここでは、主にリーダーとしての、管理者のトップの責任はどうかという点だと思っております。

それから、先ほど発言されました伊勢新聞に載ってました大観小観、これは本当に慣例化、社会通念上のお中元、それから歳暮というのは、非常に私も含めて社会的なやはり道義上の問題、ルールだけではなくして、そういったことありますので、この件を機会に、今までも努力はしておりましたけれども、議員さんのおっしゃるように、勇気という言葉はどこまでいくのかというのは、非常に付き合いの中で難しいございますので、これはもう職員も、私もみんな含めまして、特にやっぱり社会通年的なことに照らし合わせという言葉は簡単には言いますが、非常に難しいことだと思います。

伊勢新聞では、御指摘をいただいておりますが、これはもう我が町だけではなくして、いろんなところでもそういったことが行われているので、ただ、これが官製談合と直接つながるかどうかという要因、勃発の原因になるかということで、議員さんはそれが温床の一つにもなるんじゃないかという御指摘をいただきましたので、今後は厳重に注意をしながら、ルール上の何かがあるところは守っていくということのもとに、私自身もそれも職員も一同、これは絶対あってはならんということからという努力を、積極的にこれから勇気をもってやっていきたいと、この件については、そのように回答をさせてもらっておきます。

また、一番本論でございますが、事件が発生したときから非常に私の胸中には、先ほども言いましたように、もう事件が発覚してから同じ言葉しかないんですけども、自責の念というのが非常に強くあります。

当然のことながら、この事件への深い反省と信頼する職員がこのような事件につながったことについては、日ごろの私のやはり指導力の不足、あるいは監督不十分、不行き届きというのがあったと、ゆえにと痛切にこれを感じております。あそこでこうすればよかったんだなというのは、これはもう後悔先に立ちませんが、そういったことは非常に日ごろ、一人になると出てきておりましたのが、素直な現実でございます。

そんな中で、何度おわびしても尽きない。この拭い去ることがなかなかできない事件でございますので、住民の皆さんにとっても、リーダーとして町の大きな事業として御理解をいただいた事業にもかかわらず、度会町の町政史に歴史的な汚点を残す結果になったということも、非常に責任を感じておまして、ともども新聞の報道、ほかのことも含めまして、この事件の全体の中の受けとめ方としては、いつも申し上げますように、重大に、かつ真摯に受けとめております。

このあと、私の個人的な責任処分として条例の制定が必要なために、追加議案として、この本議会へ上程をさせていただきたいと思っておりますが、もう一般質問がございましたので、具体的なことも答弁でさせていただきます。重複になるかと思いますが、御理解をさせていただきたいと思っております。

その私の責任処分としての内容につきましては、先ほど申し上げました上記の理由4点ございましたが、そのことをしっかり受けとめて、次のとおり進めたいと考えております。

まず、私の給料の月額いただいております30%の減給をするということ。それから、現職である副町長の月額10%の減給、期間としましては、平成30年の少し条例制定が一日も早くしたかったですけども、公判の決定も待たないかんで、一区切りということがございまして、議員さんの指摘のように消極的やないか、慎重やないかという指摘もございましたが、慎重にならざるを得ない事件でございますので、よくよく考えながら水面下でも協議をして、自分の決定はすぐ決まっておりますけれども、こうして皆さんに公に条例の制定もしないといけないということで、平成30年1月から3月までの3カ月間といたしたいと思います。

なお、事件当時の直属の上司である担当課長が、その当時はいろいろとかわっておりましたので、そここのときの直属上司である課長の2名につきましては、監督義務についての違反はないと判断をいたしまして、懲戒処分ではない口頭による嚴重注意を促すとともに、今後の事件の再発防止への努力をするように指導をしたところでございますし、今後もまた引き続き、指導をしてまいりたいと思います。

以上が、私が議員さんのおっしゃる管理者としてのみずからの処分を含めた事件に対しての処し方でございます。

これが、形のあらわれとしては、これぐらいしかないのかなという思いで、日ごろのいろいろな思いは、皆さんのところでリーダーとしてそんなことをぐちぐち言っているということは許されませんので、やはり政治は動くものでございますので、前向きにしっかりと反省で受けとめながら進めていきたいと思っておりますし、また、本日のこの議会におきまして、多くの議員さんから大変気にしていただきました、一般質問に御心配をおかけしましたが、一般質問に取り上げていただいたことを、心から改めて事の重大さというのを、この事件に関して十分認識をして、深い反省とともに、真摯に受けとめまして、これからの町政を運営してまいりたいと考えております。

最後になりますが、重ねて住民の皆さん、そして議会の皆さん方には、大変御迷惑、御心労をおかけいたしましたことを、改めて心から深く反省して、おわびを申し上げます。

同じ言葉の繰り返しを言っておりますけども、今後このようなあつてはならない事件の再発防止に、日々執行部、職員一同取り組んでまいり、皆さん方から失われた信頼を一日でも早く回復するように努めてまいります。

本当に申しわけございませんでした。

どうか、今後とも御指導、御支援をよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） 御答弁ありがとうございました。

町長が明確な責任をとられるということで、これがけじめとして最終的な収束となり、信頼を取り戻す新たなスタートが始まると思います。

続きまして、行政が進める婚活についてでございます。

少子化にブレーキをかけるためにも、まずは結婚し、家庭をもってもらうことが一番であり、若い世代の出会いを応援し、結婚につなげようと、今や全国ほとんどの自治体が婚活に力を入れ、さまざまな工夫を取り入れながら少しでも実績が上がるように懸命に取り組んでおります。

そして、中には努力の結果、大きく実を結ぶ実績を挙げている自治体もあるようでございます。東北地方のある市では、一年間で3,000人近くがイベントに参加、200組以上のカップルが誕生したそうであります。このような社会的な環境の中、この地域において、いせ出会い支援センターが設置されて2年が経過いたしました。定住自立圏構想の中で、度会町も連携を取りながら進めておられます。その現状と今後の取り組みについて、お聞かせ願います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、ただいまの福井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

結婚支援といいますと、これまでは民間やNPO団体での取り組みが専ら主流で、行政が進めている例というのはそれほど多くなかったように記憶をしております。ここ数年間の間で状況が一変してきたような感じでございます。

大きなきっかけの一つに、安倍内閣が打ち出した「ニッポン一億総活躍プラン」の新・三本の矢の一つである「夢をつむぐ子育て支援」が影響しているものと思います。政府が掲げる「希望出生率1.8」に向けた具体的な取り組みとして、「結婚支援の充実」というのが大きく取り上げられたのを機に、今日では、多くの自治体がさまざまな形での結婚支援に取り組んでおられます。

三重県では、平成26年12月に県が「みえ出逢いサポートセンター」を四日市市内に開設し、個々の相談業務のほかに結婚支援に取り組む自治体や民間業者のサポートを行っております。

また、議員さんの質問にありましたが、伊勢志摩定住自立圏構想の中心市であります伊勢市が、地域の結婚・出産・子育ての希望をかなえる取り組みの一環として、平成27年10月に「いせ出会い支援センター」をミタス伊勢内に開設されて、今年で2年目を迎えております。

開設後の利用状況としましては、来所された方、電話、メール等での利用延べ人

数が今年の10月の末の時点でございますが5,736件と聞いております。そのうちに、当町内の方々、名乗られた方の利用数というのが87件と聞いております。一定数の方が御利用いただいているものと把握をしております。

当町では、皆様が御承知のとおり、平成27年度に策定をいたしました「第6次度会町総合計画・後期基本計画」、「度会町まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、「出会いコンシェルジュ事業」と題した結婚支援施策を掲げております。ここで町内の状況を分析してみますと、20代から30代の若者の未婚率は、この20年の間で、男性が48.5%から57.7%の9.2%増になっております。女性は34%から45.5%と11.5%と増加します。

一方で、40歳代の後半での未婚率は三重県内でも極めて低く、当町は晩婚化の傾向が非常に強いといえます。

そんな中で、今年度から結婚支援事業を開始しました。これまで、2度イベントを開催しましたが、一度目は、いせ出会い支援センターに協力をいただきながら、バザールわたらいを会場に、まずは単独で町として開催をし、そして2度目は、既に何年も前から取り組みを進めてみえます玉城町・南伊勢町との合同開催という形をとりました。いずれのイベントでも、町内の参加者を含む複数のカップルが成立したと担当課から報告を受けております。ただ、やはり交際から結婚ということになりますと、お互いの相性によるところでございますので、イベントで、めでたくカップルがたとえ成立しましても、その後の交際が継続されないケースも多いようで、カップル成立後のフォローを、今後、取り組む中で、結婚支援そのもの出会いの場だけではなくして、その後のやはりいい意味での追跡調査のようなことが、個人情報保護条例と情報公開の中のことを認識した上でやっていけるかどうか。町として、そういったことを広げていく必要があるのではないかと考えております。

結婚支援事業が、最終的に目指すのは、もちろん国がおっしゃるような移住定住者が少しでも、こういう地方自治体に少子高齢化を抱えるところの自体の、この加速化を防ぐことにございますけれども、これだけは無理強いするということでもなく、あくまで結婚や出会いを望む方への支援を行うこと、また、その望む方がふえるような働きかけを、今後行っていくべきかなと考えております。

一朝一夕には、なかなか結果につながらない事業かもしれませんが、議員の皆さん方をはじめ、町民の皆さんに御趣旨を理解いただきながら、今後も継続して取り組んでまいりたいと思っておりますので、一日も早く具体的に度会町の出身の方が男女問わずカップルが出たんだということの一報ができるように、非常にいろんな面でうれしいニュース少ないので頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくまた御協力のほどを、お願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） この婚活という事案を進めていくには、大変いろいろと難しい問題もあると思います。

町長がよく言われる創意と工夫を重ねて、よい結果につながるよう努めていただきたいと思います。結婚とか、出産につきましては、個人の選択でありますので、強要できるものではありませんが、何とか若い人々に家庭や子供を持つ喜びを感じていただきたいと思っております。

続きまして、町政50周年記念についてでございます。

輝かしい50周年におきまして、町ではそれにふさわしい写真を募り、写真で歴史を語るような記念誌を発行し、式典は行わないことを聞いておりましたが、12月定例会の初日の議案質疑の際、同僚であります登議員が記念式典の意義を説明し、是非とも開催されるよう迫りました。この前の議員懇談会でもそうでありましたし、議員の多くがそれを望んでおるところでございます。町民の方々からもそのような声が聞こえてまいります。

そこで、来年4月1日に開催されます春まつりの中で、少し時間を割いてバザールのステージでもって記念式典を開くことを提案いたします。過去を振り返り、また新たな未来に向かって関係者、来賓、町政功労者の方々とまつりに訪れた皆さんとともにお祝いをする。それを春まつりと連動し、町政50周年記念、第22回春まつりと銘打って開催されてはいかがでしょうか。

大いなるにぎわいが想像されます。町長の決断を期待いたします。よろしく願いいたします。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、福井議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

度会町は、昭和30年4月1日、旧内城田村、中川村、小川郷村、一之瀬村の4村が合併をして度会村となりまして、昭和43年1月1日に町制が施行されたということでございます。

以来50周年の節目というのを、平成30年1月1日に迎える。これはもう御存じのとおりだと思います。

近隣町村でも周年の節目の式典というのが行われておりますことも考慮をしております。また、記念式典の意義につきましても理解はしているつもりでございます。そんなことを含めて内部協議を行いました。時代の流れや50周年の歩みというのもつくられておりますし、過去節目に取り組んだ編成史作成ということもございませぬし、それも勘案した上で、議員さんのおっしゃるような度会町のアピールになるんやないかという御指摘もございましたし、これも必要であろうかということも含めて一考をした上で、現状の度会町としましては少子高齢化を迎え、厳しい状況に

直面をしておりますが、少しでもいつも申し上げる一日一步の当町の活性化を住民の皆さんや議員の皆さんと推進しながら、現状においては、50周年式典そのものからの町アピールとかいうものではなくして、今も創意と工夫で、少しではございますがやっておりますが、足りない分もあろうかと思いますが、別の方法や切り口で、そういったことを行っております。今まで以上に50周年を節目に町の活性化を、そのものを前進させていただくことにしようやないかということで決断をしたところでございます。

式典の実施となりますと、早目の準備というのが要ります。先ほど御指摘のように、予算のところを見ましても、大体功労者の表彰、それから式典には椅子を並べて相当なことをやって、手づくりの料理をしながら経費を抑えてやっているというような創意と工夫が見られて、私も御招待も受けております。

そんな中で、そういったことを早目に行わないといけないということで決断をしておりますけれども、その後、地域の住民の皆さん方や議員の皆さんから具体的なイベントの関係や記念式典の行事といったことの御意見が出てくれば、一考することもやぶさかではないと考えておりましたし、今でもその考えは持っておりますが、基本的には先ほど言いましたような一カ年の経過の50周年の通過地点という形の中で、町のアピールということにつきましては、ほかのことで不断の努力をより一層にしていきたいという気持ちをもっております。

今般、福井議員さんから御意見として、第22回の春まつりの実行委員会の主催の恒例の春まつりにおいて、バザールのステージを使って式典を開催したらどうかとの御質問でございますが、行政上の50周年式典は原則的に行わないと決めておりますので、式典というものの関係は、本体の春まつりとの関連を考えますと、22回目を迎える春まつり、かなり創意と工夫で手づくり、いろんなことをやっていただきまして、もうおかげさんで宮リバーには、私の言う集客力、収益力まではまだいきませんが、集客力をかなりのところへしっかりと前進をしていただいております。

そういった春まつりとの相乗効果はどうかということではございますけれども、その春まつりそのものの、いわゆる町外へアピールをしていく場の一番大事な式典でございますが、その式典の進行上の時間の制約、出演者が何分をするかということもいろいろ苦情も、今までも聞いております。一日の中での限られた時間内でこういった重きを置く50周年記念を、あそこの舞台でやるということになりますと、春まつりの進行に支障が生じないとも限りません。

ただ、去る11月27日の春まつりの第1回の実行委員会で、冒頭の挨拶で私が申し上げましたが、春まつりのイベント進行プログラムのどこかで議員さんのおっしゃるような50周年記念のことを記念し、何らか工夫したイベントを行うことには、町のアピールにもつながろうかと思っておりますし、経費の面でもある程度の節減が

いけると思いますので、これは望ましいことと思いますので、住民の皆さん方にとって、利のあることにつながる創意と工夫による式典の関係、式典そのものではなくして、イベントを行うことによっての利のあることにつながるプログラム等は、今後、平成30年1月から2月を目途に、皆さん方の御意見も反映しながら、協議を重ねていきたいと考えております。

具体的な案を水面下で検討し、私自身の私見のそういった住民が利することで少なく経費をして、一過性の50周年の中での100周年を迎えるための活性化に伴う一つのインパクトを与えるような小さなイベントというのも頭には入れております。

そういったことも含めまして、春まつりとは別枠の予算にて、春まつり実行委員会に迷惑をかけないような形で、別枠の予算としての実現ができればと現時点では私見でございますが思っております。

式典は、町制50年を迎えるということはすばらしいことでありますし、また冒頭で言われたように輝かしいことであります。当町の発展をしていく一通過の周年として受けとめたいと。次の大きな周年の節目に、夢と期待をもってつなげていきたいと考えておりますので、議員さん方の町への町外のアピールとは何ら変わりはないとは思いますが、式典そのものに対してのそういった考え方をもっておるということを理解いただきまして、今後とも御協力と御支援をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 福井秀治議員。

○10番（福井 秀治） 何かどちらと理解していいのかわからないような答弁をいただいたんですけど、50周年記念も、そしてまた春まつりもいいようになるよう努力していただくことを期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（八木 淳） 以上で、福井秀治議員の質問を終わります。

これもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

(11時10分休憩)

(11時20分再開)

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました、議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 岡村 広彦議員。

○**予算決算常任委員長（岡村 広彦）** 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第72号 平成29年度度会町一般会計補正予算（第4号）、議案第84号 専決処分の承認を求めることについて、以上2議案について、教育長並びに関係課長、事務局長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第72号については原案どおり可決すべきものと決し、議案第84号については承認すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○**議長（八木 淳）** ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○**議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 牧 幸作議員。

○**総務住民常任委員長（牧 幸作）** 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第73号 平成29年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第74号 平成29年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）、議案第75号 平成29年度度会町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第76号 平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第78号 度会町行政不服審査会条例の一部を改正する条例について、議案第79号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第80号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第81号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第82号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例について、以上9議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○**議長（八木 淳）** ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○**議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 登 喜三雄議員。

○産業教育常任委員長（登 喜三雄） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第77号 平成29年度度会町水道事業会計補正予算（第2号）について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、議案第77号は原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（八木 淳） ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

よって、各常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決及び承認であります。

これで常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第72号～議案第84号、発議第8号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第72号から議案第84号及び発議第8号についてを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第72号から議案第84号まで及び発議第8号の討論を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第72号～議案第84号、発議第8号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第72号から議案第84号及び発議第8号についてを採決します。

議案第72号 平成29年度度会町一般会計補正予算（第4号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙 手）

○議長（八木 淳） 賛成多数であります。

よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第73号 平成29年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第74号 平成29年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第74号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第75号 平成29年度度会町介護保険特別会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第75号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第76号 平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第76号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第77号 平成29年度度会町水道事業会計補正予算(第2号)に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第77号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第78号 度会町行政不服審査会条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第78号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第79号 度会町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第79号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第80号 度会町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第80号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第81号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第81号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第82号 度会町職員給与条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第82号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第83号 度会町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第83号は同意されました。

続きまして、議案第84号 専決処分の承認を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、議案第84号は承認されました。

続きまして、発議第8号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙 手)

○議長(八木 淳) 賛成多数であります。

よって、発議第8号は原案どおり可決されました。

以上で、議案第72号から議案第84号まで及び発議第8号の14議案は、全て原案どおり可決、同意及び承認されました。

暫時、休憩いたします。

(11時30分休憩)

(11時33分再開)

○議長(八木 淳) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案の上程（議案第85号）

追加日程第1 お諮りいたします。

本日、町長より提出されました議案第85号 町長等の給料の特例に関する条例についてを、日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、議案第85号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定いたしました。

◎提案理由の説明（議案第85号）

追加日程第2 議案第85号を議題といたします。

それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 順一） それでは、追加提案をさせていただきました議案第85号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本町職員の「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」違反に関し、職員に対する管理・監督が不十分であった責任として、当該条例を制定し、町長、月額30%の給料の減額、副町長の月額10%の減額。期間としましては、平成30年1月1日から平成30年3月31日までといたしたい。

これがこの議案を提案させていただく理由でございますので、御審議のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（八木 淳） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

◎質疑（議案第85号）

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました議案第85号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） ただいま追加提案されましたこの条例案につきましては、町長及び副町長の決断を重く受けとめたいと思います。

参考までに、お教えをいただきたいと思います。

この3カ月間におけます町長及び副町長の給与の減額総額はお幾らになるのか。また、もう一点、これによりまして賞与等に及ぼす影響はないのかあるのか。その

辺、2点についてお教をいただきたいと思います。

○議長（八木 淳） 暫時、休憩いたします。

（11時35分休憩）

（11時40分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西岡総務課長。

○総務課長（西岡 一義） それでは、登議員の質問にお答えします。

町長、副町長給料の減額でございますが、3カ月間合わせまして81万1,500円の減額でございます。

なお、賞与等につきましては、減額というか、影響はございません。

以上でございます。

○議長（八木 淳） ほかに質疑ございませんか。

濱岡裕之議員。

○7番（濱岡 裕之） 一般質問の際に、担当課、当時の担当課長2名に対しまして口頭での嚴重注意ということ町長おっしゃられましたのですが、今回、町長、副町長が3カ月の給与の減額ということで申し入れされたわけでございますが、前副町長に対してはどうなのかということで、1点お聞きしたいと思います。

○議長（八木 淳） 中村町長。

○町長（中村 順一） 今の濱岡議員さんの質問にお答えします。

現時点での責任の処遇でございますけども、前副町長というのは、当時の副町長でございますが、今の現職の副町長がそのときのかかわりは何もないんですけども、ただ、前副町長も指名入札委員会の委員長はしておりますけども、そこへいくまでにこの事件の関与は取りざたされて起因になっておりますので、その必要はないとしまして、その分だけ私のほうがやはり先ほど言いましたような4点ぐらいのことで責任を感じておりますので、こういった金額の変則的なあらわれになったと解しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

なお、直属上司の2名につきましては、当時人事異動でかなり水道のほうが変わってございましたので、その単年度の直属もおりますし、その当該の上司もございまして、監督の責任はありますけども、予見しがたい、あそこまで予見できなかったということで、監督のそういった義務の違反はないと判断をいたしております。

かなり厳しい注意を副町長のほうからの確認とともに、私のほうもあわせて、今後の再発防止のために、本人のために、今後、自分たちの部下のことも含めまして、嚴重な注意をさせていただくことでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（八木 淳） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第85号に対する質疑を打ち切ります。

◎常任委員会付託(議案第85号)

追加日程第4 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第85号 町長等の給料の特例に関する条例についての件は、総務住民常任委員会に付託することとし、閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、議案第85号 町長等の給料の特例に関する条例についての件は、総務住民常任委員会に付託することとし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議案第85号 町長等の給料の特例に関する条例については、閉会中の継続審査となったため、追加日程第5から追加日程第7までを削除し、次の日程第5に進みます。

◎閉会中の継続審査の申し出について(議会運営委員会)

日程第5 閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長、産業教育常任委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件について

追加日程第6 議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおりに派遣することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（八木 淳） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審査は全て終了いたしましたので、平成29年第4回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時46分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員